

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者（買手）の禁止行為として、①減額又は買ったとき（同法第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（同条第3号）、④報復行為（同条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（同法第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（同法第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、公正取引委員会は、失効前に行われた違反行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。令和6年度においては、47件の相談に対応した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に対し、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和6年度においては、1件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和6年度	0 (0)	1 (0)
令和5年度	0 (0)	2 (0)
累 計 (注1)	59 (13)	3,847 (209)

(注1) 平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和6年度			令和5年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	0	0	0	0	0	5	457	462
製造業	0	0	0	0	0	0	2	841	843
情報通信業	0	0	0	0	1	1	9	343	352
運輸業（道路貨物運送業等）	0	0	0	0	0	0	2	197	199
卸売業	0	0	0	0	0	0	1	265	266
小売業	0	0	0	0	0	0	13	416	429
不動産業	0	0	0	0	0	0	9	209	218
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	1	1	0	1	1	1	172	173
学校教育・教育支援業	0	0	0	0	0	0	4	128	132
その他 (注4)	0	0	0	0	0	0	13	819	832
合 計	0	1	1	0	2	2	59	3,847	3,906

(注3) 平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和6年度において指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が1件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	令和6年度			令和5年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	0	0	0	0	0	6	433	439
買いたたき	0	1	1	0	2	2	57	3,414	3,471
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	0	0	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	1	1	0	2	2	59	3,847	3,906

（注6）平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為タイプの件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

（3）特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者4名から、特定供給事業者703名に対し、総額2731万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和6年度	令和5年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	4名	3名	2,491名
原状回復を受けた特定供給事業者数	703名	104名	299,041名
原状回復額（注9）	2731万円	1257万円	92億4619万円

（注8）平成26年4月から令和7年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 消費税の転嫁拒否等の行為に係る考え方の周知

（1）「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

（2）消費税転嫁対策特別措置法の失効後における転嫁拒否等の行為に係る考え方

消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効したが、公正取引委員会は、失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、当委員会ウェブサイト上に掲載している。